

大井川の一歩進みました

『水利権更新にともない大井川に水が戻りました』

■水が流れない期間がありました

昭和39年からこれまで、大井川の上流にある田代ダムにおいて発電のため、最大毎秒4・99トンの水が取水され、大井川に毎秒4・99トンの水が流れていなかった場合には、

流れているすべての水が発電用として取水され、川にほと



大井川から田代ダムに取水される水
(田代ダム取水口にて(手前が田代ダム側))

んど水が流れないという期間を作り出していました。さらに取水された水は、再び大井川に戻ることはなく山梨県の早川に流れるという状況でした。これは、水利権を東京電力田代川第二発電所が取得しているためです。

■取水の開始時期

田代川第二発電所の利水は大正10年に静岡、山梨両県知事が最大取水量毎秒2・92トンを許可したことにより始まりました。この最大取水量2・92トンは、昭和39年に2・07トン増加され4・99トンとなり現在にいたっています。

■大井川水利流量調整協議会を設立

東京電力田代川第二発電所の水利権更新を30年ぶりに迎

え、その放流量をめぐる議論が円滑に行われるよう関係機関による調整を行うことを目的とし、県などの協力を得て平成15年2月に大井川水利流量調整協議会が設立され、東京電力や国土交通省などとの協議を進めてきました。

■地元の要望

今回の水利権更新にあたり、川根本町、川根町、島田市、牧之原市、吉田町、御前崎市の3市3町で構成する「大井川の清流を守る研究協議会」では水量が豊富でより多くの住民が水辺空間を必要とする春から秋（3月20日から12月5日まで）に、昭和39年に増加された水量2・07トンと同量の水量を放流し、通年にわたっては、0・5トンの水を放流する要望をしてきました。

東京電力（株）田代川第二発電所（田代ダム）の水利権更新における河川維持流量及び水利権更新後の許可期限が大井川水利流量調整協議会において合意され、維持放流量は12月6日から3月19日は毎秒0・43トン、3月20日から4月30日は毎秒0・98トン、9月1日から12月5日までは毎秒1・08トンに、水利権の許可期限が15年から10年に見直されました。

